

# 表彰規程

公益社団法人京都労働基準協会

第1条 この表彰は、会員事業場及び（公社）京都労働基準協会各支部（以下「各支部」という。）の推薦する者の中から安全衛生活動を活発に推進し、労働災害の防止、健康の保持・増進及び快適職場づくりの推進に著しく貢献した事業場、個人について行う。

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 事業場賞
- (2) 個人賞

第3条 事業場は、安全衛生活動を活発に実施し、その進歩が著しく他の模範となる事業場に対する表彰とする。

第4条 個人賞は、安全衛生活動を活発に実施し、当該地域及び事業場における安全衛生水準の向上・発展に著しく貢献した者に対する表彰とする。

第5条 この表彰は、会長が委嘱した表彰委員の選考に基づき会長が決定する。

第6条 選考の対象は、各支部長が所轄労働基準監督署長の意見を参考にして推薦したもの及び表彰委員が必要と認めたものとする。

第7条 各支部別の推薦数は、別表のとおりとする。

第8条 この表彰は、原則として、年1回、全国安全週間中に行うものとする。

第9条 各支部長は、別に定める推薦書により所定期日までに会長あて推薦するものとする。

付則

第1条 この規程は平成16年4月1日から施行する。

第2条 この規程の施行に伴い、昭和54年6月1日施行の表彰規程は廃止する。

第3条 この規程は平成28年4月1日一部改正し施行する。

別 表（第 7 条関係）

	事業場賞	個人賞
京都上支部	3	3
京都下支部	3	3
京都南支部	3	3
福知山支部	1	1
舞 鶴支部	1	1
丹 後支部	1	1
園 部支部	1	1